

個人共済(ワンコイン共済・医療共済・生命共済・交通災害共済) 給付請求の手続きについて

○給付の対象となること(共済事由)が発生したら

「給付請求書」に必要事項を記入し、必要な「添付書類」(下表)と一緒に共済会本部まで送ってください。またその際、本人(給付を請求する人)控えとして、「給付請求書」と「添付書類」のコピーをとり、お手もとに大切に保管してください。

- ・給付請求できるのは「給付事由発生日から3年間」です。
- ・給付金の支払いは、書類が共済会本部に到着した月の翌月15日頃、指定された口座への振込になります。必要書類に不備があったり、年末年始等は翌々月の支払いになる場合があります。

≪給付請求書に添付すべき書類≫

給付項目	種類	添付書類 1 (いずれか一つ)	添付書類 2
医療共済 および ワンコイン 共済の 医療給付	休業	①医師の発行する診断書または病名や治療経過、休業期間のわかる何らかの書類の写し ②傷病手当金請求書の写し ③他の保険等に提出した診断書等の写し	施設長の発行する休業証明
	入院	①医師の発行する診断書または病名や治療経過、入院期間のわかる何らかの書類の写し ②傷病手当金請求書の写し ③他の保険等に提出した診断書等の写し	
生命共済 および ワンコイン 共済の 生命共済	普通死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し	共済金を受け取る方の印鑑証明が必要となる場合があります。
	不慮の事故死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し ④不慮の事故を証明する書類の写し	
	重度障害 1.2 級、3 級 (2.3.4)※	①医師の発行する重度障害を証明する後遺障害診断書の写し	
	障害 3 級 (2.3.4)を除く ～14 級	①医師の発行する障害を証明する後遺障害診断書の写し	
交通災害 共済(含・ ワンコイン)	死亡	①医師の発行する死亡診断書の写し ②埋葬許可証の写し ③抹消された戸籍妙本の写し	自動車安全運転センターまたは第三者の発行する交通事故被災証明書または事故発生状況報告書
	障害	①医師の発行する障害の程度を証明する医師の治療証明書 ②交通事故証明書等不慮の事故を証明する証明する書類の写し	
	療養	医療共済と同じ	
健康給付	添付書類は必要ありません。ただし本部共済会の提示している共済加入日が異なる方は、共済会加入歴(職歴)を記載し、添付してください。		

※ 添付書類が入手できない場合は、本部共済会までご相談ください。

チェック

- 「給付請求書」に記入・押印もれはありませんか？
- 必要な添付書類はついていますか？(添付書類1、添付書類2共に必要です。)
- 記入後の「給付請求書」の控え用にコピーはとりましたか？(給付の支払いが確認できるまで保存してください)